

～尼崎市水道労働組合との交渉状況～

水流

令和4年度第6号
令和4年12月27日

尼崎市公営企業局
企画管理課

－育児休業制度及び合理化交渉④について－

継続協議中の令和5年度向け合理化等について、令和4年11月30日（水）午後4時30分から午後5時00分まで上下水道庁舎第3会議室において交渉を行った。

○ 今回の交渉の議題

- ・ 育児休業をした期間の昇格における取扱いの見直しについて
- ・ 公営企業局における令和5年度向けアウトソーシングについて

○ 妥結事項

- ・ 育児休業をした期間の昇格における取扱いの見直しについて：別紙のとおり
- ・ 公営企業局における令和5年度向けアウトソーシングについて：別紙のとおり

○ 具体的な交渉内容（要旨）

- ・ 公営企業局における令和5年度向けアウトソーシングについて
令和4年9月30日に提案し、継続協議となっている浄水センター所管の園田配水場に
係るアウトソーシングについて協議を行った。

組合の主張	当局の回答
組合から対象職場へ出向き、組合員に当局側から説明を受けた内容を伝達し、内容については了解を得た。 今後、新たに出てくる改善点については、組合と当局で相互に協力して対応していきたいと思う。 先日の交渉の中で示された3つの内容について対応いただくということで提案を「諾」とする。	回答した内容については、誠実に取りくんでいく。改善点については協力しながら対応していきたい。

問題解決の方向性

今回の交渉をもって妥結することとなった。

以上

◎ 妥結事項

1 育児休業をした期間の昇格における取扱いの見直しについて

(1) 内容

1 級から 2 級又は 2 級から 3 級への昇格に係る必要在級年数の算定に当たって、現行においては育児休業をした期間を除算することとしているが、同期間を除算しないものに改める。

※ 実際の昇格に当たっては、1 級上位の等級の職務を遂行できるか否かを判定するための勤務実績評価が必要となることについては、従前どおり

(2) 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日

2 公営企業局における令和 5 年度向けアウトソーシングについて

令和 4 年 9 月 30 日、11 月 10 日、11 月 22 日、11 月 30 日の 4 回にわたる交渉の結果、次の項目について妥結に至った。

1 令和 5 年度向けアウトソーシングについて

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、浄水センター所管の園田配水場運転監視操作業務について効率化を図る。

(1) 目的

工業用水道事業における浄水センター所管の園田配水場運転監視操作業務について効率化を図る。

(2) 実施内容

浄水センター所管の園田配水場運転監視操作業務のうち、既に委託している平日夜間、土日祝日及び年末年始における業務に加え、現在直営で実施している平日昼間の業務を委託する。

(3) 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日

(4) 人員

▲ 4 人（技能労務職）

2 技能労務職員の事務・技術学び期間職員への配置について

今回見直しを行う浄水センターの園田配水場運転監視操作業務に従事する技能労務職員については、令和 5 年 4 月 1 日付けで事務・技術学び期間職員として配置する。